

報告事項 7 岩村デマンド交通の臨時運行について

1. 概要

現在恵那市岩村地域においてデマンド交通の運行を担っている豊タクシー株式会社より、令和 7 年 8 月 21 日以降の運行継続が困難である旨の報告を受けた。

これを受け、地域住民の移動手段を確保するため、令和 7 年 10 月 1 日からの運行開始が予定されている平和コーポレーション株式会社に対し、当該期間における臨時運行を依頼したもの。

2. 関係法令

・道路運送法 21 条

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

1. 災害の場合その他緊急を要するとき。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業者のよることが困難な場合において、一時的な需要のため、国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

3. 運行期間

令和 7 年 8 月 21 日から令和 7 年 9 月 30 日

4. 運行方法

現在の岩村地域デマンド交通よやくる号と同様の運行（別紙チラシ参照）

5. 車両

- ・使用車両及び予備車は、別紙 4 のとおり。
最大車両サイズ：長さ：538 cm 幅：188 cm 高さ：228 cm 総重量：3055 kg
乗車定員：15 名
- ・利用が困難となる車いす利用者等については、予約時に説明及び車いす対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図るものとする。

6. 岩村町内のタクシーについて

豊タクシー株式会社がこれまでの運行維持ができなくなったことに伴い、岩村町内のタクシーについても、事業を停止する旨報告を受けた。

市としては、当地域の足の確保を図るため、今後岐阜県タクシー協会等へ要望を行っていく。

合わせて、10 月 1 日よりデマンド交通の運行の方法の変更を行い、タクシー事業を補完できるよう利便性の向上を図っていく。